

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長 殿  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第372号  
令和2年12月8日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

## 占用入札制度等からの暴力団排除の推進について（通達）

占用入札制度からの暴力団排除については、「占用入札制度からの暴力団排除の推進について（通達）」（令和2年3月16日付け警察庁丁暴発第88号。以下「旧通達」という。）により推進しているところであるが、今般、道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号）による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）に基づく、歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度（以下「公募占用制度」という。）が導入され、令和2年11月25日に施行されたことに伴い、今後、道路管理者による公募占用制度の活用が見込まれることから、各都道府県警察にあっては、引き続き道路管理者と連携の上、占用入札制度及び公募占用制度（以下「占用入札制度等」という。）からの暴力団排除対策の推進に努められたい。また、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

なお、国土交通省から、別添1「占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度について」（令和元年12月6日付け国道利第15号）及び別添2「歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について」（令和2年11月25日付け国道利第26号）（以下「占用入札制度通知等」という。）が発出されているので、参考とされたい。

## 記

### 1 制度概要

#### (1) 占用入札制度

道路管理者は、占用を希望する者から申請を受けた場合、道路の構造又は交通に支障を及ぼさない範囲で占用の許可を与え、道路法施行令等において定められた額の占用料を徴収することができることとされているところ、道路の高架下や法面等に、駐車場や太陽光発電設備等の収益性を有する施設等を設置しようとする場合には、占用希望者が競合し、道路法施行令等において定められた額よりも高い額を支払ってでも占用を希望する者がいると見込まれることから、占用料の多寡等により占用者を選定する占用入札制度を導入した。これにより、道路管理者は、道路の占用許可の申請を行うことができる者を占用料の額についての入札により決定することが、道路占用者の公平な選定を図るとともに、道路管理者の収入の増加を図る上で有効であると認められる場合については、同制度を活用することができることとなった。

#### (2) 公募占用制度

道路管理者は、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、その管理する道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、広告塔、ベンチや食事施設等といった歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて

て、区間を定めて歩行者利便増進道路を指定し、当該道路の中でも利便増進誘導区域として指定した区域において、歩行者利便増進道路の歩行者の利便の増進を図る上で、特に有効であると認められる歩行者利便増進施設等については、利便増進誘導区域における道路占用者の公平な選定を図る観点から、道路占用の許可申請を行うことができる者を公募により決定することができることとした。

## 2 排除対象者

占用入札制度等の参加資格要件については、法第39条の4第1項第4号及び法第48条の25第1項第4号に、「その者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと」と規定されている。その解釈については、占用入札制度通知等において、道路管理者が占用入札又は公募占用ごとに策定する「指針」に排除対象者として次の者（提出者が、法人又は団体である場合は、役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）を明記することとされている。

- (1) 暴力団又は暴力団員であるとき
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

## 3 都道府県警察の対応

### (1) 審査時における照会への対応

道路管理者が、占用入札制度等の計画の審査を行う際、計画の提出者が上記2の排除対象者に該当する疑いがあると認めた場合には、占用場所を管轄する警視庁及び道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企発第105号、丙組暴発第7号）に基づき、適切に対応すること。

なお、文書で回答を行う場合には、別添3「回答書」を使用すること。

### (2) 上記以外の照会への対応

道路管理者からの照会は、上記3(1)以外にも必要に応じて適宜行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、上記同様、適切に対応すること。

### (3) 道路管理者に対する通知

暴力団対策主管課長等は、占用入札制度等に係る許可等の対象者が、排除対象者に該当する事由があると認めたときは、道路管理者への積極的な通知を検討すること。

また、文書で通知を行う場合には、別添4「通知書」を使用すること。

### (4) 適切な保護措置等

占用許可の取消し等を行う際に道路管理者から相談等を受理したときは、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護対策等の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別添1～4については省略